

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	小林 新次（黒澤 新次）
登録番号又は法人番号	8 2 1 5 0 8 9 6
所属する単位会	長野県行政書士会
事務所名称	行政書士小林事務所
事務所所在地	長野県北佐久郡立科町大字芦田732の5
処分年月日	令和4年12月19日
処分内容（種類）	3月の会員の権利の停止
上記処分をした理由	当該会員は、農地転用手続きにおいて、隣接農地所有者4人に直接意思確認を行わず、また、そのうちの1人が故人であるにもかかわらず、「隣接同意確認表」を作成し、上田市農業委員会へ提出した。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条(行政書士の責務) 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第13条(会則の遵守義務) 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>日本行政書士会連合会会則第59条(責務) 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>日本行政書士会連合会会則第62条第1項(法令、会則の遵守等) 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</p> <p>長野県行政書士会会則第64条(責務) 会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士倫理綱領3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。</p>